

調達管理番号・案件名				
26a00530 モルディブ国持続可能な観光開発				
質問と回答は以下のとおりです。			2026/9/14	
質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	企画競争説明書全体	JCC(合同調整委員会)について言及がありません。本件業務では、業務期間中のマイルストーンで両国が公式に進捗等を合意するためのプラットフォームは特に設定されていませんか。	本案件のスキームは技術協力個別案件となるため、JCCの設定はございません。
2	1	1) Eligibility of non-Japanese companies 2) Language of the proposal 3) Language requirements during project implementation	We are currently reviewing the procurement notice for “Sustainable Tourism Development – Maldives” (Procurement No. 26a00530) and would appreciate your clarification on the following points: 1) Eligibility of non-Japanese companies Is this procurement limited to Japanese-registered companies, or may a company incorporated outside Japan participate directly in the tender? If participation by a foreign company is not permitted directly, would participation be possible as a member of a Joint Venture/consortium with a Japanese company? 2) Language of the proposal Would it be acceptable to prepare and submit the technical proposal entirely in English, or is submission in Japanese mandatory? If so can we get access to the RFP documents in English? If English is accepted, could all sections of the proposal, including the methodology, work plan, staffing plan and CVs, be submitted in English? 3) Language requirements during project implementation Is Japanese required as the working language for the implementation of the assignment, or may the project activities be carried out primarily in English? In particular, could you please clarify the required language(s) for meetings, communication with JICA and the counterpart institutions, technical outputs, reports and other deliverables? Thank you very much for your clarification.	1) 外国法人は、共同企業体の構成員として、本公示に参加することが可能です。ただし、外国法人が共同企業体の代表となることはできません。 2) プロポーザルに用いる言語は、原則として日本語とします。企画競争説明書は日本語でのみ、公開しています。 3) 外国籍人材を評価対象の業務従事者として提案することは可能です。なお、評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、対外的に日本語でのコミュニケーションが求められる場面で不十分だと判断される場合は、日本語での対応ができる人材を配置するか、他業務従事者によるサポートにより業務に支障がないような配置、体制を検討してください。
3	2	第1章 2(提出スケジュール)	提案書の提出期限について、提案依頼書(RFP)に示された業務範囲に十分に対応した質の高い技術提案書および財務提案書を作成するための適切な時間を確保するべく、現在予定されている期限から2026年9月30日への延長を謹んでお願い申し上げます。	公示にて示している本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日を修正することはできません。
4	8	第2章 第3条 (持続可能性の原則)	RFPはGSTC基準およびJICAのSDGコミットメントに沿った持続可能な観光の原則を重視しています。選定されたコンサルタントがパイロット島についてGSTC目的地認証の正式取得を目指すことが期待されるのか、それとも認証取得準備のロードマップの策定のみが期待されるのかを確認してください。	本案件の実施期間中に、パイロット島においてGSTC-Dに準じた国際認証取得を目指すことは期待しておりません。また、認証取得準備を主たる目的としてロードマップを策定することを期待するものでもございません。 本案件は、あくまで、住民島を対象とした「持続可能な観光開発のためにガイドライン」を策定することを目指すものであり、ガイドラインの具体的なコンセプトや指標とGSTC等の国際基準との連動を期待しています。
5	10	第2章 第4条(成果物1～3)	RFPでは3つの成果物が特定されています。成果物1(ガイドライン策定)、成果物2(有人島でのパイロット試行)、成果物3(プロモーション戦略)の間での人月(person months)の配分を明確にしてください。	成果物毎の人月配分は設定していません。 なお、特記仕様書(案)に記載の通り、本案件は「ガイドライン策定」が主目的となり、「プロモーション戦略」は効率的な実施を求めています。そのご認識のうえで活動計画を策定いただき、提案書にて人月配分のご提案をお願いします。
6	11	第2章 第4条 (成果物1)	活動1-1に関して、JICA/実施機関は選定されたコンサルタントに対してどのような既存のデータ、調査、報告書を提供いただけますか。これらへのアクセスは契約開始時に提供されますか。	契約開始後に実施機関から既存データや報告書の提供を受けることができます(配布資料「M/D」参照)。契約開始後に実施機関に確認をお願いいたします。
7	11	第2章 第4条 (成果物2 ー パイロット島)	成果物2のパイロットサイトとして選定される有人島の数を確認させてください。RFPでは「パイロット有人島」と複数形で言及されています。JICAがこれらの島を事前に選定するのでしょうか、それとも島の選定はコンサルタントの業務範囲に含まれるのでしょうか。	パイロットサイトの数は原則2～3島です(特記仕様書(案)8頁参照)。島の選定はコンサルタントの業務範囲となります。
8	13	第2章 第4条 (成果物3)	成果物3では有人島向けのプロモーション戦略の策定が含まれます。これがデジタル/ソーシャルメディアキャンペーンを含むのか、それとも戦略文書およびMTCA/MMPRCへの助言支援に限定されるのかを明確にしてください。	プロモーションは、デジタル/ソーシャルメディアキャンペーンも含め、効率的・効果的な手段の提案をお願いします。 なお、コンサルタントがプロモーション戦略の策定まで実施する必要はありません。活動3-2、3-3に記載の通り、マーケティングキャンペーン(イベント、メディア発信等)実施、および戦略文書やMTCA/MMPRCの広報戦略への助言を期待いたします。具体的な活動内容は提案書にてご提案をお願いします。
9	15	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書(案)第5条 報告書等 1. 報告書等	「業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。」とありますが、事業完了報告書の提出時期、言語、形態、部数をご教示頂けますでしょうか。	「事業完了報告書」の作成・提出は不要です。
10	15	業務完了報告書	「業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3カ月前を目途にドラフト作成」とありますが、成果品は業務完了報告書のみということでしょうか	「事業完了報告書」の作成・提出は不要です。
11	17	住民島を対象とする持続可能な観光開発ガイドライン	「住民島を対象とする持続可能な観光開発ガイドライン」の言語は、英語でよろしいでしょうか。	英語および現地語(ディベヒ語)にてお願いします。 現地語への翻訳費用は一般業務費に計上をお願いします。
12	17	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書(案)第6条 再委託及び31ページ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について及び13ページ 第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書(案)第4条業務の内容 活動3-3	左記の各箇所に拠れば、項目＝パイロット事業運営、仕様＝パイロット住民島における持続可能な観光地管理試行に際した体制構築・計画・運営・モニタリング支援、とされています。 試行モニタリング期間には、(1)再委託先が上記の活動を実施するための同組織の人的費、同組織及びモルディブ側関係者(ステークホルダー)が活動上必要とする消耗品等、また、(2)説明書12ページの表に記載される全8回の定期会合や全2回の啓発セミナーの会場代等、(3)説明書13ページの表に記載される国内広報イベント全1回の会場代等の費用が想定されます。 定額計上1,250万円には、(1)(2)(3)の全てが含まれますか。また、(1)(2)(3)以外の想定費目がありますか。貴機構が想定する対象費目について、ご教示ください。	定額計上分は、仕様の業務を行う再委託先の人件費・旅費(日当・国内交通費)を想定しています。(1)消耗品、(2)定期会合や啓発セミナーの会場代等、(3)国内広報イベントの会場代等は含んでおりません。 については、見積に定期会合、啓発セミナー、国内広報イベント等、すべての活動に必要な費用を一般業務費等に計上をお願いします。
13	25	共通業務内容	共通業務内容に、成果指標のモニタリング及びモニタリングのための報告書作成とありますが、本業務ではPDMの成果指標は設定されていないと理解しています。成果品としてモニタリングのための報告書は必要でしょうか。	「技術協力プロジェクト等におけるモニタリング・評価制度」の新制度(2026年4月適用)に基づくモニタリングのための報告書の提出は不要です。 一方で、特記仕様書(案)に記載の通り、業務進捗報告書、業務完了報告書の提出をお願いします。項目案は、特記仕様書(案)16頁(3)業務完了報告書(及び業務進捗報告書)に記載の通りです。
14	27	第3章(3)①業務従事予定者の経験、能力	TORでは、チームリーダーがJICAの格付け枠組みにおける格付2(Grade 2)に該当することを求めています。以下を確認してください: (a) 格付2を構成する関連実務経験の最低年数、および (b) 小島嶼開発途上国(SIDS)、太平洋、またはインド洋の島嶼地域における経験が、要員評価基準の中で優先的に評価されるかどうか。	(a)最低年数による制限はございません。格付の基準はコンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン、および業務実施契約における契約管理ガイドラインをご確認ください。 (b)業務主任者の経験・能力の評価点については、業務経験のある国の特性ばかりでなく、経験業務の内容も踏まえて総合的に評価します。

[illegible]

以上